

# 世界不動産連盟日本支部定款

昭和39年4月11日制定 昭和39年10月3日一部改正 昭和40年5月19日一部改正 昭和40年9月8日一部改正  
昭和50年2月3日一部改正 昭和58年3月8日一部改正 昭和59年3月19日一部改正 昭和63年2月22日一部改正  
平成7年2月1日一部改正 平成8年2月2日一部改正 平成9年2月3日一部改正 平成15年2月5日一部改正  
平成17年2月10日一部改正 平成18年2月9日一部改正

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、世界不動産連盟日本支部と称し、英文では International Real Estate Federation Japan Chapter という。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、世界不動産連盟(以下、連盟という)の定款に基づき、世界の不動産業者ならびに不動産関係者およびその団体との密接な連携を図り、国際的基調において不動産の適正かつ円滑な交流、不動産業務の進歩改善を図り、もって世界および日本の経済の繁栄と福祉に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため以下の各号に定める事業を行う。

- 一 連盟がその目的を達成するために行う事業に協力する事業
- 二 連盟各国支部および連盟会員との情報交換および交流を推進する事業
- 三 海外不動産事情の調査・視察等に関する事業
- 四 連盟および本会の事業に関する刊行物等の発行に関する事業
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- 一 正会員
- 二 名誉会員
- 三 賛助会員

### (正会員)

第6条 正会員は、以下の各号に定める者とする。

- 一 団体会員(連盟に登録された不動産業団体をいう、以下に同じ)
- 二 企業会員(不動産業を営む企業をいう、以下に同じ)
- 三 個人会員(不動産業に従事する個人または不動産業を営む企業・不動産業団体に所属する社職員および役員をいう、以下に同じ)
- 四 学術団体会員
- 五 公的団体会員
- 六 前5号に定める者のほか、理事会の承認を得た者

### (名誉会員)

第7条 名誉会員は、不動産に関する学識経験を有する者であって、理事会の決議により推薦された者とする。

### (賛助会員)

第8条 賛助会員は、前2条に定める者のほか、本会の事業に協力する者として理事会で承認を得た者とする。

### (入会手続)

第9条 正会員または賛助会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める入会金を添えて本会に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

### (入会金および会費)

第10条 本会の入会金および会費は以下の各号に定める通りとする。

入会金

会費(年額)

- 一 正会員

団体会員	3万円	
年間事業費が3億円を超える団体		
または所属する総会員数が1万人を超える団体		40万円
年間事業費が1億円以上3億円以下の団体		
または所属する総会員数が1千人を超える団体		25万円
年間事業費が1億円未満の団体		20万円
その他		20万円
企業会員	1万円	
資本金が800億円を超える企業		30万円
資本金が200億円以上800億円以下の企業		10万円
資本金が200億円未満の企業		7万円
その他		7万円
個人会員	1万円	4万5千円
学術団体会員	3万円	4万5千円
公的団体会員	3万円	4万5千円

ただし、団体会員および企業会員の会費については、特別の事情がある場合、理事会の承認を得て上記区分の適用を変更することができるものとする。また、個人会員のうち、各年1月1日において35歳未満である者の入会金および会費は上記に定める金額の半額とする。

二 賛助会員 3万円 3万円

2 会費は毎年の通常総会後速やかに前納するものとする。ただし、特別の事情のある者については別に理事会の定めるところによる。

(会員の権利)

第11条 会員の権利は、その者に専属し、これを他に譲渡することはできない。

(退会)

第12条 退会を希望する者は、所定の義務を完了した後、その旨を本会に通知しなければならない。

2 本会の会員は次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- 一 解散または死亡したとき
- 二 会費を1年間納入しないとき

(除名)

第13条 会員に、本会の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為があったときは、理事会の決議により除名することができる。

(請求権の喪失)

第14条 除名、退会、その他の事由によって会員の資格を喪失した者は、既納の金員その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

### 第3章 役員

(種別)

第15条 本会に以下の各号に定める役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 会長代行 1名
- 三 副会長 7名以内
- 四 理事 17名以内(前3号に定める者を含む)
- 五 監事 2名以内

2 理事は、団体会員が、その代表者1名のほかに当該団体に所属する企業会員および個人会員数が15を超えるごとに1名を推薦することとし、総会において選任する。但し、団体会員において特別の事情がある場合は、上記に定める個人会員数および企業会員数に拘わらず、理事会の承認を得て理事を推薦することができる。

3 会長、会長代行および副会長は理事の互選によって定め、その任期は、原則1年とする。また、会長代行を務めた者が次年度において会長に就任する。

- 4 副会長は、会長および会長代行以外の団体会員の代表者が就任する。
- 5 監事は、副会長を出している団体が候補者を推薦することとし、総会において選任する。
- 6 理事または監事が任期の途中において辞任した場合の後任者は、当該理事または監事を推薦した団体が推薦した者について、理事会において選任することができる。
- 7 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

(職 務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 会長代行は、会長が事故またはやむを得ない理由によりその職務を遂行することができないときは、その職務を代行する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長および会長代行が事故またはやむを得ない理由によりその職務を遂行することができないときは、会長の職務を代行する。
- 4 理事は総会の決議に基づいて会務を執行する。
- 5 監事は民法第59条の規定に準じて職務を行う。

(任 期)

第17条 役員任期は、通常総会において選任された時から翌年の通常総会において改選が行われた時までとする。

但し、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 役員に欠員が生じた時は、会務に支障がないかぎり、次の総会まで補充しないことができる。

(専務理事)

第18条 会長は、理事会の同意を得て、専務理事1名を指名することができる。

(解 任)

第19条 役員で役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

(名誉会長)

第20条 本会に名誉会長をおくことができる。名誉会長は総会において推薦する。

(顧問、相談役、参与)

第21条 本会に顧問、相談役、参与をおくことができる。

- 2 顧問は、世界不動産連盟本部の世界会長、地域会長、理事の経験者のなかから会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役は、学識経験者または本会の功労者のなかから会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 参与は、会員にして本会に功労ある者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。

## 第4章 会 議

(種 別)

第22条 会議は、総会、理事会および幹事会とし、総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員、名誉会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長、会長代行および副会長の所属する団体における世界不動産連盟担当で構成する。

(権 能)

第24条 総会は、この定款に規定するもののほか、以下の各号に定める事項を議決する。

- 一 事業計画の決定
- 二 事業報告の承認
- 三 決算および予算の承認
- 四 その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、以下の各号に定める事項を議決する。

- 一 総会で議決された事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 幹事会は、事務局業務のうち重要な事項の執行について協議する。

(招 集)

第25条 総会および理事会は、会長が招集する。

2 総会および理事会を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項および内容ならびに日時、場所を示して7日以前に、文書をもって通知しなければならない。

3 幹事会は、事務局長が招集する。

(開 催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認めたとき
- 二 正会員および員の5分の1以上から請求があったとき
- 三 監事から請求があったとき

3 理事会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 理事現在数の3分の1以上から請求があったとき
- 三 監事から請求があったとき

4 幹事会は、会長または事務局長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第27条 総会の議長は、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は会長がこれにあたる。

3 幹事会の座長は事務局長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 総会および理事会は、総会にあっては会員の3分の1以上、理事会にあっては理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第29条 総会および理事会の議事は、出席した会員または理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第30条 正会員および名誉会員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の委任)

第31条 やむを得ない理由のために総会および理事会に出席できない構成員は、予め通知された事項について他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第29条の適用については出席したものとみなす。

(書面による理事会)

第32条 理事会において議決すべきものとされた事項について、書面による表決によって理事現在数の3分の2以上の合意があるときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 総会および理事会の議事については、以下の各号に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開会の日時および場所
- 二 会員または理事の現在数
- 三 会議に出席した会員または理事の氏名（表決委任者を含む）
- 四 議決事項
- 五 議事審議の経過

2 議事録には出席会員または理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、以下の各号に定める資産をもって構成する。

- 一 入会金および会費
  - 二 寄付金
  - 三 基本財産から生ずる収入金
  - 四 その他の収入金
- 2 前項の資産は、基本財産および通常財産の二種にわけらる。
  - 3 基本財産は次の各号からなり、これを処分することはできない。  
ただし、やむを得ない事由があるときには、総会の議を経てその一部を処分することができる。
    - 一 基本財産として指定を受けた寄附財産
    - 二 総会で基本財産に繰入れることを議決した財産
  - 4 通常財産は基本財産の元本以外の財産により構成される。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、事務局長が管理し、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は通常財産でこれを支弁する。

(予算、決算)

第37条 本会の収支予算は、総会の承認を得てこれを定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内にその年度末財産目録とともに監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第6章 事務局

(事務局)

- 第39条 本会の会務を執行するため事務局をおく。
- 2 事務局には、事務局長および職員若干名をおく。事務局長および職員は有給とすることができる。
  - 3 事務局長は理事をもって充てることができる。
  - 4 職員の任免は、理事会の議を経て、会長が行う。
  - 5 前項に定めるほか、事務局に関する規定は、理事会において別に定める。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

- 第41条 本会の解散については、民法第68条第1項第2号ないし第4号および同条第2項の規定を準用する。
- 2 解散のとき存する残余財産は、総会の決議により処分する。

## 第8章 雑 則

(細 則)

第42条 この定款の施行について必要な事項は理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 本会の設立初年度の事業計画、収支予算はこの定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 2 本会の設立当初の役員は第18条の規定にかかわらず、その任期は昭和39年12月31日までとする。
- 3 第11条に定める正会員の入会金は、昭和39年5月31日までに入会する者については5千円とする。